

# 認知症の

## 早期発見・早期受診へ

もし、自分が認知症になっても…  
もし、家族が認知症になっても…  
私たち、「認知症初期集中支援チーム」が  
サポートします

問合せ先 高齢者福祉課地域包括ケア推進担当



**認知症は身近な病気  
65歳以上の7人に1人**  
現在、65歳以上の7人に1人が  
認知症と言われており、認知症予  
備群も合わせると、実に65歳以上  
の約4人に1人が認知症になると  
言われています。認知症は、誰で  
もかかりうる身近な病気であり、  
家族が認知症になるなど、誰もが  
当事者になる可能性があります。

認知症とは、脳の障害により、

記憶や思考などの能力が徐々に低  
下し、日常生活に支障をきたす状  
態をいいます。認知症は、早期に  
発見し、適切な治療や対応をする  
ことで症状を軽くしたり、進行を  
遅らせることができます。

「おかしいな?」と感じたり、  
ご家族が「以前と違うな」と感じ  
たら、かかりつけ医やもの忘れ相  
談医（認知症の早期発見のため、  
患者さんやご家族の相談にのり、  
必要に応じて専門医へ紹介する医  
師）に相談しましょう。

※もの忘れ相談医の一覧は、市ま  
たは坂戸鶴ヶ島医師会のホーム

ページで閲覧できます。

### 認知症初期集中支援チームが サポートします

市では、認知症の方やその家族  
に対して、受診や介護サービスの  
利用、生活環境の改善などの早期  
診断、早期対応を行う認知症初期  
集中支援チームを設置しました。  
認知症になっても本人の意思が尊  
重され、住み慣れた地域で暮らせ  
るよう、専門医と保健師や社会福  
祉士などの医療・介護の専門職員  
が連携し、サポートします。

### こんなことで困っていませんか?

- 認知症疾患の診断を受けたいが、うまく受診につながらない
- 認知症による症状が強く、介護や対応に困っている
- 認知症の関係で医療や介護サービスを利用したいが、どうしたらよいかわからない

#### まずはご相談を

##### 地域包括支援センターかんえつ

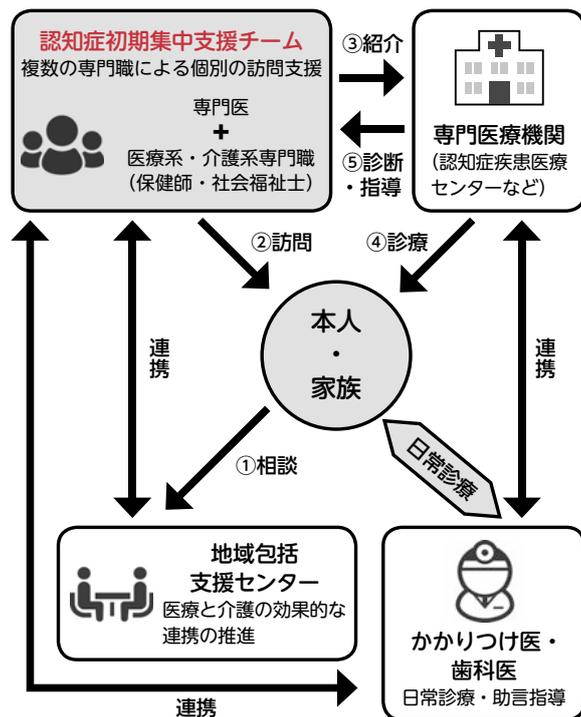
脚折145-1（関越病院南館1階） ☎049・285・7877  
担当地区 脚折、脚折町、共栄町、羽折町、上新田、中新田、下新田、町屋、新町

##### 地域包括支援センターいきいき

三ツ木16-1（市役所1階高齢者福祉課内） ☎049・271・1111  
担当地区 高倉、三ツ木、三ツ木新田、三ツ木新町、柳戸町、太田ヶ谷、松ヶ丘、南町

##### 地域包括支援センターぺんぎん

上広谷5-1（大畑マンション1階） ☎049・271・5123  
担当地区 藤金、上広谷、五味ヶ谷、富士見、鶴ヶ丘



認知症初期集中支援チーム支援の流れ

より身近に・使いやすく

市内公共施設を使用する皆さんへ

# 4月1日から公共施設の使用が変わります

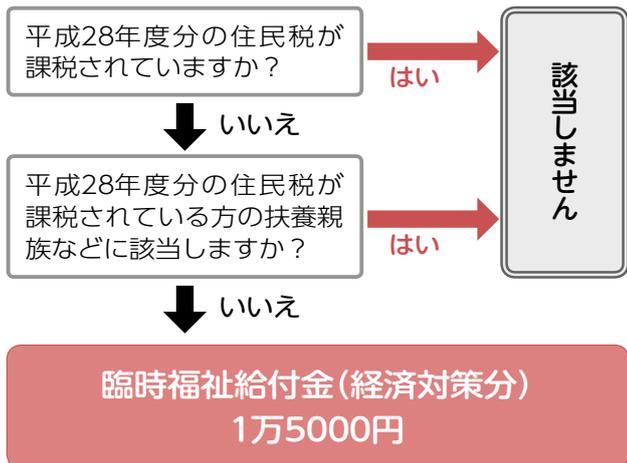
問合せ先 地域活動推進課 市民センター担当

変更点	対象施設など
<p><b>1 施設使用許可書の引き渡し時間を延長します</b> ただし、事前予約が必要です(電話予約可能)。定期的に施設を利用している団体が対象です。</p> 	<p>各市民センター・海洋センター(☎049・286・7301)・運動公園(生涯学習スポーツ課市民スポーツ担当(☎049・271・1111))</p> <p>事前予約受付時間 月～金曜日 9時～17時15分</p> <p>延長時間(要事前予約) 月～金曜日 17時15分～21時 土・日曜日、祝日 9時～21時</p> <hr/> <p>女性センター</p> <p>事前予約受付時間 火～土曜日 9時～17時15分</p> <p>延長時間(要事前予約) 火～土曜日 17時15分～21時 日・月曜日、祝日 9時～21時</p>
<p><b>2 「個人での使用」が可能になります</b> 市内に住所を有する方が、公共施設を個人的に使用する場合(営利目的を除く)、「鶴ヶ島市民の個人使用」として部屋を使用できるようになります(予約は使用したい月の1か月前からできます)。仲間などと使用する場合は、全員が市内に住所を有する場合があります(市外の方がいる場合は、目的外使用となります)。※施設使用をしたい方は、始めに登録が必要になりますので、使用を希望する右記の施設にお問い合わせください。</p>	<p>各市民センター</p> <p>東市民センター(☎049・286・3357) 西市民センター(☎049・286・7899) 南市民センター(☎049・287・0235) 北市民センター(☎049・287・0251) 富士見市民センター(☎049・287・1661) 大橋市民センター(☎049・286・0005)</p> <p>女性センター(☎049・287・4755) 農業交流センター(☎049・279・3335)</p>
<p><b>3 目的外使用団体の使用回数制限をなくします</b> 目的外使用団体について、同一年度同一施設5回までの制限をなくします。 内容によっては使用できない場合がありますので、詳しくは右記の施設にお問い合わせください。</p>	

**その他** 平成29年3月から導入した新しい公共施設予約システムでは、無料の運動施設のグラウンド、テニスコートの使用許可書が、パソコンやスマートフォンからダウンロードできるようになりました。

## 臨時福祉給付金(経済対策分)について

※生活保護の受給者は該当しません。



## 申請の受付が始まっています 臨時福祉給付金(経済対策分)

問合せ先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

平成26年4月の消費税率引上げによる所得の低い方々への負担の影響を考慮し、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します。該当される方は、期間内に申請書を提出してください。(郵送での申請可)。

**申請期限** 5月31日(水)まで

**申請書類** 給付金申請書(添付書類(振込先口座を確認してください))

※申請期間中に申請書を出さない場合、給付を受けることができません。ご注意ください。

できる書類などが必要となる場合があります) ※給付対象者には2月末に申請書を郵送しています。詳しい申請方法などは、同封したチラシをご覧ください。

平成29年度の固定資産課税台帳の閲覧・縦覧 問合せ先 税務課資産税担当

固定資産課税台帳の閲覧

日時 4月1日(土)から平成30年3月31日(土)までの市役所開庁時間

場所 市役所1階税務課

土地、家屋、償却資産の固定資産を所有する方などは、固定資産税と都市計画税の内容が確認できます。

閲覧ができる方		持ち物
<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産の所有者</li> <li>納税管理人</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口に来た方の本人確認書類</li> </ul>
賦課期日の翌日(平成29年1月2日)以後の新所有者		<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口に来た方の本人確認書類</li> <li>取得の事実が確認できる契約書</li> </ul>
所有者の代理人	市内の同一世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口に来た方の本人確認書類</li> </ul>
	上記以外の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口に来た方の本人確認書類</li> <li>所有者が記入した委任状</li> </ul>
所有者の相続人		<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口に来た方の本人確認書類</li> <li>所有者との関係がわかる戸籍謄本</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>借地人</li> <li>借家人</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口に来た方の本人確認書類</li> <li>借地、借家の事実が確認できる契約書</li> </ul>

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

日時 4月1日(土)から5月31日(水)までの市役所開庁時間

場所 市役所1階税務課

土地・家屋の固定資産税の評価額が適正であるか、他の土地・家屋と評価額を比較することができます。

縦覧ができる方	持ち物
※固定資産の所有者でも非課税や免税点未満により納税されない方は縦覧できません。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>土地、家屋の固定資産税の納税者</li> <li>土地、家屋の固定資産税の納税者と同一世帯の方(市内の同一世帯の方)</li> <li>納税管理人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口に来た方の本人確認書類</li> </ul>
納税者の代理人(上記以外の方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口に来た方の本人確認書類</li> <li>納税者が記入した委任状</li> </ul>
納税者の相続人	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口に来た方の本人確認書類</li> <li>納税者との関係がわかる戸籍謄本</li> </ul>

※本人確認書類は運転免許証、マイナンバーカードなどです。

軽自動車・バイクなどの変更手続きはお早めに 問合せ先 税務課市民税担当

軽自動車税は4月1日(賦課期日)の所有者に課税される税金です。名義変更・住所変更(転入、転出)・廃車の手続きを済ませていない場合は、3月中に手続きをお願いします。

詳細については、各窓口にお問い合わせください。

◎車種別の取り扱い窓口

車種	取り扱い窓口
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	税務課市民税担当
軽自動車(二輪・126cc~250cc以下) 二輪の小型自動車(251cc以上)	埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2029(自動音声案内)
軽自動車(四輪)※	軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所(三芳町) ☎050・3816・3111



※軽自動車(四輪)の税率について

「新税率」…平成27年4月1日以降に最初の新規検査(初度検査)を受けた車両に適用されます。

「重課税率」…平成28年度より導入されています。4月1日(賦課期日)時点で、最初の新規検査(初度検査)から13年を経過している車両(平成16年3月以前に初度検査を受けた車両)を所有している場合に、適用となりますのでご確認ください。

平成29年度(区分)			1 新税率	2 旧税率	3 重課税率 (初度検査平成16年3月以前)	取り扱い窓口
軽自動車	四輪乗用	営業用	6900円	5500円	8200円	軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所 三芳町大字北永井360-3 ☎050・3816・3111
		自家用	1万800円	7200円	1万2900円	
	四輪貨物	営業用	3800円	3000円	4500円	
		自家用	5000円	4000円	6000円	

※なお、原動機付自転車および軽自動車(二輪)などについては、平成28年度と同じ税率になります。

## 協定を締結しました

2月20日、(株)西武ライオンズと「連携協力に関する基本協定」を締結しました。

この基本協定締結により、スポーツ振興、青少年の健全育成、地域振興の3つの柱とする協働事業に取り組みます。



問合先 地域活動推進課地域活動推進担当

## 鶴ヶ島駅西口仮設自転車置場が終了します

問合先 安心安全推進課交通安全・防犯担当

鶴ヶ島駅西口仮設自転車置場は、**平成29年3月17日(金)**をもって終了することになりました。今後は下記の近隣の民間駐輪場をご利用ください。ご利用されていた市民の皆さんには、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

名称	乗降口	所在	電話番号
川鶴駐輪場	西口	川越市鯨井新田1-7	☎049・233・0221
K&Y駐輪場		鶴ヶ丘63-7	☎049・285・2506
サイトウバイシクルパーク		川越市鯨井新田1-15	☎049・231・0326
鶴ヶ島駐輪場		上広谷20-5	☎049・287・0252
サイクルセンターながみね	東口	上広谷18-17	☎049・285・0761
島田自転車預り所		上広谷18-11	☎049・285・1616
駐輪場カワノ		上広谷17-5	☎049・287・1863
(有)ナガミネ		上広谷18-17	☎049・287・1518
宮崎自転車預所		上広谷38-5	☎049・285・2164
柳沢自転車預所		上広谷38	☎049・285・1539

## 動物病院で狂犬病予防注射済票の交付が受けられます

問合先 生活環境課環境推進担当

市に登録をしている犬は、動物病院で狂犬病予防注射の接種後に注射済票の交付が受けられます。

動物病院で注射済票の交付手続きを行う場合は、市から送付された集合狂犬病予防注射案内はがきと手数料550円を病院へお持ちください。

交付が受けられる動物病院一覧(50音順)

動物病院名	所在地	電話番号
アイビー どうぶつ病院	上広谷411-1	☎049・286・6301
いちかわ ペットクリニック	坂戸市中富町70-5	☎049・283・5111
岩田獣医科医院	坂戸市緑町18-9	☎049・281・0363
えんだ動物病院	坂戸市泉町2-10-6	☎049・284・9110
狩野動物病院	下新田223	☎049・286・5200
ちば動物病院	鶴ヶ丘98-15	☎049・286・3847
鶴ヶ島 ペットクリニック	松ヶ丘2-16-17	☎049・287・0786
動物病院アロハナ	脚折1145-1	☎049・298・3955
ノヤ動物病院	日高市上鹿山143-19	☎042・985・4328
ピクシー犬猫病院	鶴ヶ丘849-6	☎049・285・7569
プリプリ 動物診療所	富士見2-22-35	☎049・277・7120
ブン動物病院	坂戸市千代田2-9-1	☎049・288・2166
山田獣医科病院	坂戸市長岡50-1	☎049・288・2522
やまびこ動物病院	脚折町1-34-13	☎049・287・4344

\*市では、上記動物病院と協定を結んでいます。

## 集合狂犬病予防注射のご案内

問合先 生活環境課環境推進担当

生後91日以上の子犬の飼い主は、毎年通常4月1日から6月30日の間に狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。市では集合狂犬病予防注射を下記の日程で実施しますので、ご利用ください。

月	日	時間	会場(所在地)
4	19 (水)	9時30分 ～11時30分	鶴ヶ島文化会館 (鶴ヶ丘24-8)
		13時30分 ～15時30分	東市民センター (五味ヶ谷202)
	20 (木)	9時30分 ～11時30分	富士見自治会館 (富士見4-3-28)
		13時30分 ～15時30分	新町中央広場 (新町2-16)
	22 (土)	9時30分 ～11時30分	市役所来庁者用駐車場 (三ツ木16-1)
		13時30分 ～15時30分	

料金(犬1頭につき)

登録済の場合 3300円(注射料2750円、注射済票交付手数料550円)

新規登録の場合 6300円(注射料2750円、注射済票交付手数料550円、登録手数料3000円)

持ち物 集合注射案内はがき(問診票を記入)

その他 登録は、集合注射会場で注射と同時にできます。市外から転入された方は、転入前の市区町村で交付された鑑札を持参してください。鑑札が無い場合は、鑑札の再交付(手数料1600円)が必要です。

交付された注射済票は首輪などに着け、「犬表示シール」は、門柱などの人の目につく所に掲示してください。

## 下水道組合からのお知らせ

問合せ 坂戸、鶴ヶ島下水道組合  
業務課 ☎049・288・3361

### 悪質な営業行為にご注意ください

市内で官公庁などの名前をかたり、宅地内の排水管を清掃するための営業活動をしている業者が見受けられます。

下水道組合では、宅地内の排水管の清掃、点検などを業者に依頼していませんので、十分に注意してください。

清掃などのご相談は、下水道組合へお問い合わせください。

## 水道企業団からのお知らせ

問合せ 坂戸、鶴ヶ島水道企業団  
浄水課 ☎049・285・8138

### 水のくみ置きをお願いします

坂戸浄水場配水流量計交換工事を次の日程で実施します。

工事中および工事終了後、水道水が濁る場合がありますので、水のくみ置きをお願いします。

日時 3月10日(金)23時～11日(土)5時

### 水質検査を実施しています

水道を安心してご利用いただくため、水道企業団では水質検査を実施しています。

検査結果は、水質検査計画とともに「2015年度版水道水水質検査結果ガイド」として、中央図書館・分室でご覧になれます。

## 住所の届出は正しく行われていますか？

問合せ 市民課住民記録担当

### ＜住所の変更届について＞

●住民票(住民基本台帳)には、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当、選挙人名簿への登録など各種行政サービスの基礎となっています。

●行政サービスを確実に受けられるようにするため、引越などにより住所を移した方は、速やかに住民票の住所変更の届出を行ってください。

●現住所で住民登録をしていない方や登録が抹消されたままの方は、正しい住民登録が必要です。

●家庭内暴力などの被害者の方は、申請によって住民基本台帳の閲覧などを制限できます。

～以下の場合でも、住所の異動手続きが必要です。～(状況により判断が異なることがあります)

◎入学・就職・転勤などで、一時的に家族のもとを離れる場合

◎1年以上、海外で生活する場合

※正当な理由がなく届出をしない場合は、5万円以下の過料に処されることがあります。

### マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード(個人番号カード)」などの住所変更について

「通知カード」や「マイナンバーカード(個人番号カード)」、「住民基本台帳カード」は、住所を最新のものにする必要があります。届出時にご持参ください。詳しくは、お問い合わせください。

# 消防情報

問合せ 坂戸・鶴ヶ島消防組合 消防本部予防課  
☎049・281・3117 ホームページ <http://sakatsuru119.jp/>

## 春季全国火災予防運動実施

3月1日(水)～7日(火)は、春の全国火災予防運動週間です。

### 平成28年度全国統一防火標語

『消しましょう その火その時 その場所で』

この運動は、火災の発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防に対する意識を高め、火災の発生を予防し、火災による死傷者を軽減することを目指しています。

平成28年の管内での火災発生原因ワースト3

- 放火(疑い含む)
- たばこ
- 電気機器など

家のまわりに  
燃えやすいものを置かない。



## 住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器とは、火災により発生する煙を感知し、音や音声などにより警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。

○住宅火災での逃げ遅れを防ぐため、寝室などに住宅用火災警報器(煙式)を設置しましょう。

○既に設置済みの方も、日頃から機器の点検、清掃をしましょう。

○電池の寿命や機器の劣化などを考慮し、設置後10年での交換が推奨されています。

火災予防に関するお問い合わせは、上記までお問い合わせください。

